第３７回夢たちばな観梅会申し合わせ事項

（目的）

この申し合わせ事項は、第37回夢たちばな観梅会に出店するものが「物産品」を販売する場合、お互いの責任を自覚し、事故を未然に防ぐため出店に関する事業を施行し、観梅会の成功を図ることを目的とする。

（出店条件）

出店者（申請者、代表責任者）は、八女市に在住する個人及び団体とする。

ただし、出店者数が少ない場合は八女市外の団体の出店を認める場合もある。

（内容）

次の事項の確認を行う。

（１）販売する物産品の適正価格。

　　（２）事故を未然に防ぐための講習会又は研修。

　　（３）準備・片付けは出店者が責任を持って行う。

　　（４）イベントに必要なこと。

（出店申請書等）

出店を希望するものは、「第37回夢たちばな観梅会実行委員長」（以下「実行委員長」という。）に、出店希望申請書を提出し許可を受けるものとする。

（様式第１号）

１実行委員長は、関係書類（臨時営業許可証を含む）を審査し、出店登録名簿に

記載し出店登録証を交付する。（様式第２号）

２出店登録証を交付されたものは、出店場所に「出店登録証」を携行するととも

に、物産品に責任者名等を明記しなければならない。（様式第３号）

（権利譲渡・目的外使用の禁止）

出店者は、出店する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外の目　　　　　　　的に出店してはならない。

（会議）

　１　会議の招集は、実行委員会が行い議長となる。

（出店料）

出店料については通知でお知らせする期日までに事務局に納入すること。

入金以後は、災害等の不測の事態による場合を除き出店料の払い戻しは行わはい。

3,000円／1コマ：約3.5m程度☓約3.5m程度

（出店配置）

　　出店配置については次の方法で決定する。

（１）出店配置は実行委員会において決定する。

（２）前号により配置した後の出店配置については、出店者と実行委員会により協議し決定する。

（３）前項に掲げるもののほか、必要な事項は、実行委員会長が決定する。

（出店の取消）

　　出店者が反社会的勢力の関係者と判明した場合や提出書類と出店者に著しい

　違いが生じた場合は出店の取消とする。

（損害責任）

　　出店者が出店スペースを使用することによって生じた人及び物品等に対する

　食中毒・傷害・損害・盗難・事故などに対して、事務局及び実行委員会は一切

　責任を負わない。

（事業年度）

　この申し合わせ事項における内容については、令和８年3月31日までとする。

（雑則）

　必要な事項は、別に実行委員会で定める。

（附則）

　この申し合わせ事項は、公布の日から施行する。